

NPOの通信

つながる つなげる 信州のNPO

発行

長野県企画部生活文化課 NPO活動推進室

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階

TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npa/menu.htm>

Eメール npa@pref.nagano.lg.jp



インフォメーション - 県からのお知らせです -

平成22年度 NPOスキルアップセミナーの受講者を募集しています

地域で活発に活動するNPOが増える一方、「会計処理や決算書類の作成など実務がよく分からない」、「活動していくための人や資金がうまく集められない」、「どうやったら活動を効果的にPRができるのか」などといった運営に関する悩みを抱えるNPOも少なくありません。

そこで、今年度もNPOがより充実した活動ができるよう、活動資金確保など組織基盤の強化、活動のための企画力・広報力アップ、会計・税務等の実務習得等を目的としたセミナーを開催しますので、大勢の皆さんのご参加をお待ちしています。7月開催のセミナーについては現在受講者を募集中ですので、お早めに申込みください。

詳しくは、県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npa/menu.htm>) をご覧ください。

| テーマ | 内容 | 会場 | 開催日 | 申込期限 |
|--------------|--|----------------------|-------|--------|
| 会計・税務セミナー | 日々の会計処理の基本について (開催時間 午後1時30分～午後4時45分) | 長野市生涯学習センター | 7月22日 | 7月14日 |
| | | 長野県松本合同庁舎 | 7月20日 | 7月12日 |
| | | 長野県伊那合同庁舎 | 7月23日 | 7月14日 |
| 経営マネジメント | NPOに求められる経営・運営の基本について *グループワークや、個別相談も行い、各団体の経営・運営上の課題解決を目指します (開催時間 午後1時30分～午後4時20分) | 長野市生涯学習センター | 7月 5日 | 6月28日* |
| | | 長野県松本合同庁舎 | 7月 6日 | 6月28日* |
| | | 長野県飯田合同庁舎 | 7月12日 | 7月 2日 |
| 資金調達と事業評価・改善 | 助成金の活用・申請の基本、寄付金・事業収入での資金の集め方、事業評価と評価のフィードバックについて | 未定 (決定次第お知らせします。) | | |
| 法人PR・情報発信 | 情報公開・情報発信力の向上や法人のPR方法、会員・ボランティア獲得方法について | | | |
| NPO法人の起業 | コミュニティービジネスの提案について | | | |

*「経営マネジメント」の長野・松本会場にこれから参加を希望する方はご相談ください。

「NPO法人設立講座・個別相談」の受講者を募集しています

皆さんのお近くの県合同庁舎を会場に、NPO法人の設立講座・個別相談を開催します。

わかりやすい手引きを教材に、県の担当者が疑問にお答えしますので、是非ご参加ください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

○対象者 NPO法人を立ち上げて社会貢献活動を行いたい方

○内容

①設立講座

NPO法人の設立

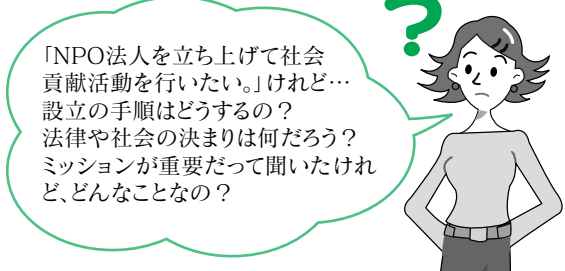
- ・市民による社会貢献活動
- ・特定非営利活動促進法(NPO法)の趣旨
- ・NPO法人設立、運営上の留意事項

②個別相談

NPO法人設立に関する個別相談

○申込方法

会場・開催日・氏名・連絡先・個別相談希望の場合は相談内容について、NPO活動推進室までFAX、電子メール又は電話のいずれかにより申込みください。



「NPO法人を立ち上げて社会貢献活動を行いたい。」けれど…
設立の手順はどうするの？
法律や社会の決まりは何だろう？
ミッションが重要だって聞いたらけれど、どんなことなの？

○開催日時・場所 午後1時30分～午後3時

| 会場 | 開催日 | 申込期限 |
|-----------------|-------|--------|
| 長野県伊那合同庁舎 | 7月 8日 | 7月 6日 |
| 長野県佐久合同庁舎 | 7月13日 | 7月 9日 |
| 長野県諏訪合同庁舎 | 7月26日 | 7月22日 |
| ボランティア交流センターながの | 毎週水曜日 | 実施日の前日 |

目次

| | |
|-------------------------|------|
| インフォメーション | 1 |
| 情報発信セミナー「伝わるコツを身につけよう」 | 2, 3 |
| データで見る長野県のNPO法人 | 4 |
| NPO法人は書類の提出が義務付けられています! | 5 |

| | |
|--------------------------|---|
| 新NPO法人紹介 | 6 |
| 市民活動支援センターへ行ってみよう | 7 |
| 「ボランティア交流センターながの」からのお知らせ | 8 |

情報発信セミナー：「伝わるコツを身につけよう」

スキルアップセミナー実践報告（H22.3.29開催）

より多くの市民や行政、企業からの信頼と支援を得るためには、日頃の活動を効果的に広く伝えていく必要があります、一緒に活動する仲間や活動資金の増加等につながります。

情報発信の基本を学び、自分の思いを相手に伝える大切さと情報発信力を高める工夫等の広報力を身につけることを目的として、3月29日に（株）電通 プロジェクト・プロデュース局の林直樹さんを講師に、～伝わるコツを身につけよう～と題して開催した「情報発信セミナー」についてお伝えします。



第一部 伝える・伝わるコツについての演習と講義

演習と講義を通して、伝えるときの問題点を発見し、その解決策、伝えるコツ、留意点等を学びました。

演習 「かぶりケーション」と「プチ・ワールド・カフェ」を取り入れたグループディスカッション

小人数グループで、各自が持参したかぶりものをかぶって自己紹介を行った後、各自の情報発信ツール（パンフレット等）について辛口意見を自由に出し合いました。

「かぶりケーション」のねらいどおり「普段の肩書や役割から離れて自由な発想をすることができ、パンフレット等には「これを伝えたい!」という作成者の強い思いはあるものの、その思いがうまく伝えられていない、表現されていないことが解り、意見を出し合う中で新たなアイデアが浮かんできました。



☆豆知識：ワールド・カフェ

知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、オープンな会話と自由にネットワークを築くことができる「カフェ」のような空間でこそ創発されるという考え方に基づいた話し合いの手法で、ビジネス、NPOや市民活動、政治、教育など様々な分野で活用されています。4～5名のグループで、模造紙に意見を書き込むなどして10～20分のディスカッションをします。

講義 「伝える・伝わるコツについて」

1 「伝える」ときの問題点と対応策を考える

問題点1：内容が伝わっていない
「アタマで考えて分からない」
(例) …で、いつ、どこでやるの？

対応策1：要素を整理する

問題点2：興味を持たれていない
「ココロで腑に落ちない」
(例) ①引かれる。
②私には興味ないと言われる。
③読みにくい。読む気がしない。
④なんか印象に残らない。

一番の問題点

対応策2：パーセプション(他人からの見られ方や表現(デザインやコピー等)を研究する

問題点3：そもそも(パンフレット等が)必要とされていない
(例) それはもう知ってるよ。

対応策3：適切なメディアを選択する



2 伝えるコツ ～ココロで納得してもらうためには～

(1) 相手による違いを考える
～関係者とパーセプションの検証～
自分たちの団体はどう見えているのかを考える

誰が(誰と誰が)今回の伝えたい相手(ターゲット)だろう？
(会員、活動の受益者、支援者、一般の人…)

その彼(彼女)との「共通の土俵」
(興味を引くもの)は何だろう？ → 切り口を発見する

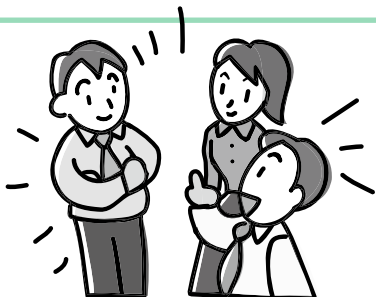
パーセプション・ギャップとは
他人が見ている自分 ←↔→ 自分が思っている自分
他人が見ている団体 ←↔→ 自分達がわかっている団体像
パーセプション・ギャップはなぜ生まれるか
→ひとによって、興味関心の持ちどころが違う

(2) 「話法」や「文体」を考える
～人も、NPOも、「話し方」が人格を決める～
「トーン(調子)&マナー(態度、物腰)」が印象を左右する要素
どんなイメージにしたいかにより文章表現は決まる
(例) ①冷静で論理的な文体 ②情熱的な文体
③平易な文体

(3) 「デザインの顔つき」を考える
～デザインの印象は、団体の第一印象を決める～
「人格」をどう伝えたいのかをしっかりと決める
(例) ①情熱的なデザイン ②クールなデザイン
③あたたかいデザイン ④情緒的なデザイン

3 伝える時の留意点

- ① 誰に伝えるのか (対象者の具体像を思い描く)
- ② 何を伝えるか
ア 具体的なこと・言葉・経験者の話
イ 受け手 (相手) の目線にたつ
- ③ 「共通の土俵」「切り口」は何か
- ④ 他にはない特色を!!
トーン&マナーを手かかりに、「うちの団体ならではの」の言葉づかいやデザインを考える

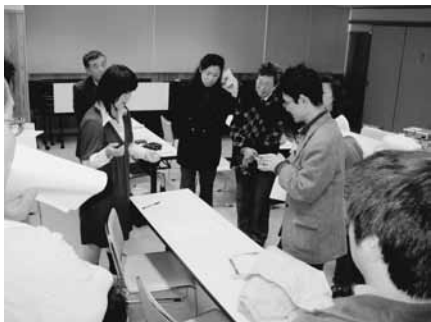


4 NPOならではのメディア (= 伝える手段) の選択

- (1) 参加型の小さなイベントや集会
イベントは、人から人へのメッセージとなり、直接会って、雰囲気を感じてもらえる場
(例) 読み聞かせ会、朗読会、ひきがたり・・・
みんなで〇〇をやろう。キャンプファイア、もちつき等
- (2) 口コミやツイッター (twitter)
人間力で勝負。広告にはない信頼感を獲得。
- (3) 立ち会い出産型コミュニケーション
～市民活動だけが使える、奥の手～
何かを作るとき、立ち上げるとき
→「助けてよ」とまわりに呼びかける
頼られた人は悪い気はしない。
→一緒にものを生み出した人は、そのあとも、ずっとサポーターになってくれる

第二部パンフレットを作ってみよう

第一部で学んだ「伝えるコツ」を早速実践してみました。各自がパンフレットを作成し、講師の方からいかにココロに響くものにするかのアドバイスをいただきました。



受講者の声

- ・実際の広報物をもとに具体的に学ぶことができた。
- ・「誰に伝えたいか」を考え、パンフレットを作成したい。
- ・自分の考えた発信に対して、相手がどう受け止めるかも考えて伝えなければならないことがわかった。そして、信頼感の大切さを感じた。
- ・内容が盛り沢山でもっと時間が欲しかった。
- ・とっても楽しかった。
- ・レイアウトや文章表現方法など次のステップアップ版を実施して欲しい。

特定非営利活動法人 (NPO法人) の情報公開に関する一問一答

Q1 : NPO法人は、どうして情報公開をしなければならないのですか。

A1 : NPO法人は、自らの情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきというNPO法の趣旨から、情報公開が義務づけられています。(法第28条 法第29条)

Q2 : 知りたいNPO法人の情報はどこで閲覧できますか。

A2 : それぞれのNPO法人の事務所の他、地方事務所、県ボランティア交流センターで閲覧できます。県では、全法人の情報公開の支援と市民の閲覧を支援するため、Webサイトでも閲覧できるように、「情報公開システムの構築」を進めています。

Q3 : 市民に求められるNPOの情報にはどんなものがありますか。

A3 : ①どんな団体か (基本情報)
②何ができるのか (能力、専門性)
③何をしてきたのか (実績)
④今、何をしているのか (現状)
⑤財務状況はどうなっているか (体力)
これらの情報はいつでも市民の方が閲覧できるようにしておきましょう。

Q4 : 情報誌やリーフレット等はどうでしょうか。

A4 : 日頃の活動を、わかりやすく魅力的に情報発信していく方法の一つです。誰に何をどのように伝えていくか、セミナーの内容を参考にしてみてください。



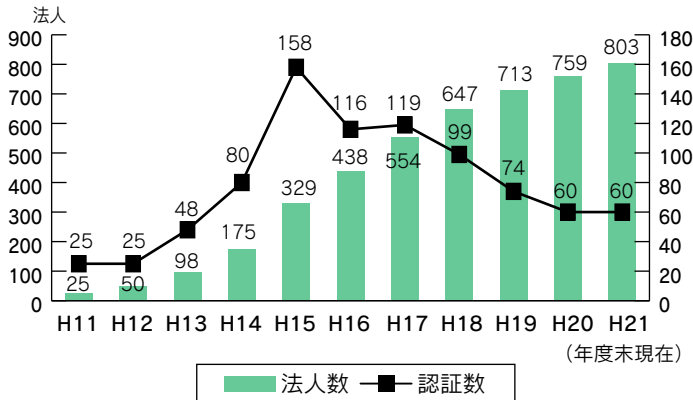
データで見る長野県のNPO法人



NPO法人数は32倍に増加

平成10年12月にNPO法がスタートし、平成11年には第一号のNPO法人が誕生しました。この年に設立した法人数は25法人。現在は32倍の803法人が活動しています。

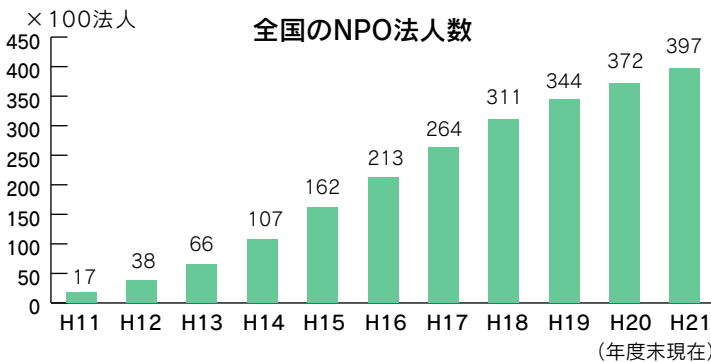
長野県知事認証のNPO法人数の推移



全国で

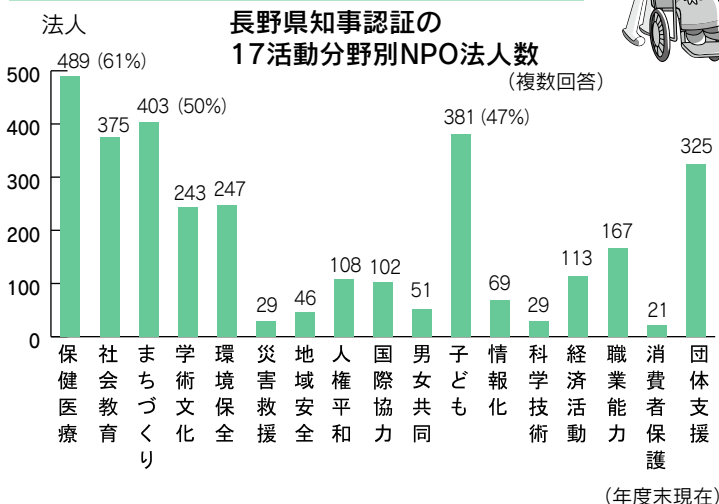
活動中のNPO法人は4万

正式には特定非営利活動法人ですが、今や、「NPO法人」が市民権を得た名称になっています。



保健・医療・福祉の分野が61%

NPO法人の事業は複数の活動分野に取り組むところが多く、その活動分野のうち、保健・医療・福祉を選択する法人は全体の約61%、489法人です。



全国3位の法人数(10万人あたり)

県別に見た人口10万人あたりのNPO法人数では、1位東京都、2位京都府に次ぐ3位が長野県です。

都道府県別NPO法人数 ベスト10 (年度末現在)

| 都道府県名 | 認証数 | 人口10万人あたり法人数 | |
|-------|-------|--------------|----|
| | | 法人数 | 順位 |
| 東京都 | 6,494 | 51.66 | 1 |
| 京都府 | 994 | 37.54 | 2 |
| 長野県 | 803 | 36.57 | 3 |
| 大分県 | 430 | 35.55 | 4 |
| 山梨県 | 309 | 34.93 | 5 |
| 佐賀県 | 295 | 34.05 | 6 |
| 滋賀県 | 466 | 33.76 | 7 |
| 群馬県 | 651 | 32.16 | 8 |
| 鹿児島県 | 561 | 32.00 | 9 |
| 高知県 | 252 | 31.65 | 10 |

長野市に145法人

NPO法人数が一番多い市町村は長野市で、145法人が活動しています。県下の法人数の18%を占めています。

市町村別NPO法人数 (年度末現在)

| 市町村 | 法人数 | 人口10万人あたり法人数 | 市町村 | 法人数 | 人口10万人あたり法人数 |
|------|-----|--------------|-------|-----|--------------|
| 小諸市 | 14 | 31.18 | 上松町 | 6 | 111.96 |
| 佐久市 | 35 | 35.10 | 南木曾町 | 1 | 20.26 |
| 小海町 | 3 | 56.40 | 木曾町 | 4 | 30.69 |
| 川上村 | 0 | 0.00 | 木祖村 | 1 | 31.43 |
| 南牧村 | 2 | 59.10 | 王滝村 | 1 | 102.56 |
| 南相木村 | 1 | 92.25 | 大桑村 | 2 | 47.03 |
| 北相木村 | 2 | 237.81 | 松本市 | 103 | 42.75 |
| 佐久穂町 | 3 | 24.21 | 塩尻市 | 20 | 29.49 |
| 軽井沢町 | 9 | 50.13 | 安曇野市 | 37 | 38.25 |
| 御代田町 | 4 | 28.15 | 麻績村 | 3 | 99.97 |
| 立科町 | 2 | 25.34 | 生坂村 | 0 | 0.00 |
| 上田市 | 60 | 37.35 | 山形村 | 2 | 23.73 |
| 東御市 | 9 | 28.99 | 朝日村 | 2 | 42.10 |
| 青木村 | 0 | 0.00 | 筑北村 | 1 | 19.02 |
| 長和町 | 1 | 14.50 | 大町市 | 14 | 45.67 |
| 岡谷市 | 16 | 30.04 | 池田町 | 6 | 57.49 |
| 諏訪市 | 14 | 27.07 | 松川村 | 2 | 19.81 |
| 茅野市 | 21 | 36.69 | 白馬村 | 13 | 138.95 |
| 下諏訪町 | 9 | 41.19 | 小谷村 | 3 | 82.80 |
| 富士見町 | 3 | 19.57 | 長野市 | 145 | 37.81 |
| 原村 | 3 | 39.41 | 須坂市 | 17 | 32.28 |
| 伊那市 | 34 | 47.85 | 千曲市 | 11 | 17.54 |
| 駒ヶ根市 | 16 | 46.71 | 坂城町 | 3 | 18.78 |
| 辰野町 | 4 | 18.92 | 小布施町 | 6 | 53.78 |
| 箕輪町 | 4 | 15.32 | 高山村 | 2 | 26.58 |
| 飯島町 | 4 | 38.72 | 信濃町 | 4 | 42.54 |
| 南箕輪村 | 2 | 14.21 | 小川村 | 0 | 0.00 |
| 中川村 | 6 | 117.23 | 飯綱町 | 8 | 66.38 |
| 宮田村 | 2 | 22.29 | 中野市 | 11 | 23.94 |
| 飯田市 | 51 | 48.14 | 飯山市 | 8 | 33.57 |
| 松川町 | 2 | 14.59 | 山ノ内町 | 5 | 36.11 |
| 高森町 | 3 | 22.64 | 木島平村 | 4 | 78.55 |
| 阿南町 | 2 | 35.69 | 野沢温泉村 | 2 | 50.44 |
| 阿智村 | 5 | 69.88 | 栄村 | 1 | 43.42 |
| 平谷村 | 0 | 0.00 | 77 | 803 | 37.14 |
| 根羽村 | 1 | 87.95 | | | |
| 下條村 | 0 | 0.00 | | | |
| 売木村 | 1 | 147.71 | | | |
| 天龍村 | 1 | 56.02 | | | |
| 泰阜村 | 2 | 105.10 | | | |
| 喬木村 | 1 | 14.94 | | | |
| 豊丘村 | 2 | 28.87 | | | |
| 大鹿村 | 1 | 81.10 | | | |



NPO法人は書類の提出が義務付けられています!

◆事業報告書

NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度始めの3ヶ月以内に作成し、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。

また、毎事業年度始めの3ヶ月以内に所轄庁(長野県)に提出してください。

(例えば、決算月が3月の法人の場合は、6月末が提出期限です。)

○事業報告書等を提出する目的は、**市民に活動を公開するため**です。

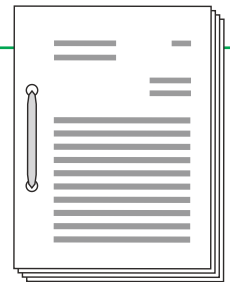
NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきとの考えから、市民に活動を公開するために提出が必要です。(県が内容をチェックするためではありません。)

会員や、活動を支援したい人に「何を目的に、どんな活動をしているのか」「活動の成果はどういうものだったか」「どんな運営がされているのか」を知ってもらう大切な資料です。

信頼を得て、支持者や参加者を増やすためにも、正確でわかりやすい資料づくりを心がけ、NPO活動の理解を得る格好のチャンスとしてください。

○事業報告書等を提出しない場合は罰則があります。

事業報告書等の提出をしない場合は、過料金や認証取消しの罰則があります。



◆役員変更等届出書

役員に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。

「辞任」や「新任」に加え、任期満了による「再任」の場合であっても届出が必要です。

(2年に一度は必ず届け出ることになりますのでお忘れなく。)

また、理事については法務局への登記も必要です。

◆定款変更認証申請書

定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければその効力が生じません。

定款変更に伴う事業の実施を円滑に行うために、定款変更について総会で議決した場合は、速やかに申請手続きをしてください。

また、登記事項に係る変更の場合は、法務局への登記手続きも認証後2週間以内に行う必要があります。

◆各種申請・届出書類の一覧

| 区分 | 提出書類 | 提出期限 | 法務局への届出 |
|--|---|------------------|-----------------------------------|
| 事業報告書等 | ①事業報告書等提出書 ← 4月から新たに必要になりました ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤収支計算書 ⑥前事業年度の役員名簿 ⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 【前事業年度に定款変更をした場合は以下も提出】 ⑧記載事項に変更のあった定款 ⑨定款の変更に係る認証に関する書類(認証書)の写し ⑩定款の変更に係る登記に関する書類(登記事項証明書)の写し | 事業年度終了後 3ヶ月以内 | 資産総額の変更があった場合 (事業年度終了後、2ヶ月以内) |
| 役員の変更等の届出 | ①役員変更等届出書 【新任の場合は以下も提出】 ②就任承諾及び誓約書(謄本) ③役員住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの (住民票等の原本、写しは不可) | 変更後 速やかに | 理事の変更(再任も含む)があった場合 (変更後、2週間以内) |
| 定款記載事項の変更認証申請 (事務所・資産・公告を除く) | ①定款変更認証申請書 ②定款変更を議決した社員総会の議事録 ③変更後の定款 【事業内容が変更の場合は以下も提出】 ④2年度分の事業計画書 ⑤2年度分の収支予算書 | 定款変更しようとする 場合 | 登記事項に変更があった場合 (変更認証後、2週間以内) |
| 定款記載事項の変更届出 ①事務所の所在地 ②資産に関する事項 ③公告の方法 | 定款変更届出書 | 変更後 速やかに | 事務所所在地の変更があった場合 (変更後、2週間以内) |

* 様式については、県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>) の「特定非営利活動法人の設立・管理・運営の手引き」から、ダウンロードできますのでご利用ください。



新NPO法人 紹介

3月から5月までに新たに設立した19法人を紹介します。

県内のNPO法人の情報については、県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/np0/menu.htm>)
でご覧いただけます。

| 名称 (設立年月日) | 目的 (主たる事務所の所在地) |
|---------------------------------|---|
| 県民生活支援センター (平成22年4月7日) | 県民に対して、憲法の定めるところの国民の権利及び義務の普遍的な運用に関する事業を行い、県民の尊厳ある生活に寄与する。 (〒384-0801 小諸市甲1723番地7) |
| ねむの木 (平成22年3月2日) | ねむの木のおおきな木のおおきな木の幹と大きく広がる枝と木々の葉が表すように、高齢者を中心に、障害者も地域で暮らす子供から大人も、みんながお互いに支え合い、助け合うことを目的に、いつまでも、ねむの木の下に集まり、お互いを理解し協働して、元気に楽しく安らかに過せる地域づくりを目指す。 (〒384-1103 南佐久郡小海町大字豊里2番地21) |
| アルティスタドリームプロジェクト (平成22年4月9日) | 東御市を中心とする東信地域におけるサッカー競技等の普及及び振興を図り、健全な青少年育成を目的としたスポーツ指導等の事業を行い、活気ある街作り、人作り、及び他地域との交流に寄与する。 (〒386-0018 上田市常田二丁目12番40号石川ビル1F) |
| 八ヶ岳森林文化の会 (平成22年3月30日) | 八ヶ岳地域の森林が有する多くの有益な機能と、森林文化をより多くの人々が享受し私達の生活を豊かにしていく為に、森林をより深く理解し伝える活動ならびにその公益的機能の回復、森林資源を有効に利用する活動を通して、美しい生き生きとした森林を楽しみ、護り末永く伝えてゆく。 (〒391-0002 茅野市塚原二丁目2番23号 茅野環境館) |
| みのわ芸術文化協会 (平成22年4月16日) | 地域で活動している芸術文化団体や個人が、生涯学習を積極的に進め、互いに連絡を取り合いながら、地域の文化の向上・発展を図る。 (〒399-4601 上伊那郡箕輪町中箕輪10291番地 箕輪町文化センター) |
| あすか (平成22年4月13日) | 介護の必要な高齢者及び家族に対し、介護支援事業を行い、高齢者の住み慣れた地域、暮らしやすい環境、まちづくりに寄与することを目的とするほか、平和、安全、環境保全、人権などの諸問題解決を目指し、国際的な相互理解、協力を促し、公益増進と日常生活の不安解消に寄与する。 (〒395-0302 下伊那郡阿智村伍和備中原3446番地4号) |
| 木曽川・水の始発駅 (平成22年4月9日) | 主として木祖村の、木曽川源流としての立地条件、街道を中心とした歴史・文化、山村特有の豊かな森林環境・自然資源・観光資源などを活用し、木祖村や各団体が進める木曽川の上下流交流事業の支援、木曽川に関わる河川環境や森林環境の整備、地域の自然資源・観光資源を活用した観光案内・体験イベント・教育的活動、風土の特徴を活かした食に関する商品開発・販売などの事業を行なうとともに、主に村内に拠点がある会社や団体及び地域住民が主体となって活動している不特定多数の、個人や団体との情報交換・連携を密にして助言や支援を行ない、住民参加型の新たな山村地域ビジネスを開発・展開して、地域の活性化を図り、魅力ある地域の創造と地域の利益の増進に寄与する。 (〒399-6201 木曽郡木祖村大字藪原1011番地) |
| フットサルプロジェクト信州 (平成22年3月18日) | 長野県民に対して、フットサル競技の普及・強化・振興を通じてスポーツ・予防医学・地域交流・地域振興に関する事業を行い、長野県民の心身の健全な発達とスポーツ文化の発展及び地域交流の場の提供に寄与する。 (〒390-1131 松本市大字今井2872番地8号) |
| ふれあいキョーワ (平成22年4月2日) | 高齢者や障害をもった方々に対し、介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売事業を始めとした福祉に関する事業を行い、地域福祉の推進に寄与する。 (〒390-0822 松本市神田一丁目30番15号) |
| 善光寺街道歩き旅推進局 (平成22年4月1日) | 善光寺街道沿線地域の住民や善光寺街道に関心を寄せる人々に対して、歩き旅の定着推進、及び沿線地域の相互理解と交流の促進に関する事業を行い、歩道としての善光寺街道再生、及び街道沿線地域の活性化に寄与する。 (〒399-7701 東筑摩郡麻績村麻績3265番地39) |
| 野のさと咲くらんぼ (平成22年4月14日) | 子どもから高齢者までの地域住民に対して、安心していきがいを持ってらせる地域づくりのため、福祉サービスや健全育成に関する事業を行い、地域の福祉向上に寄与する。 (〒399-9211 北安曇郡白馬村大字神城27721番地415) |
| RAPOSA (平成22年5月17日) | 戸隠を中心とした環境保護・保全活動のほか、野生動植物の保全・調査研究を通じ、後進の育成や子どもをはじめとする多くの人達に自然の大切さを伝える。 (〒380-0867 長野市大字長野野生地1423番地2 グリーンティール712号) |
| あったらいいな地域福祉会 (平成22年5月21日) | 高齢者や障害を持つ人々など、地域に暮らす誰もが安心して、かつ楽しく充実した生活をおくれるような地域福祉社会づくりをめざし、そのために、地域の人々と助けあいながら、生活支援をはじめ人材育成、相談活動、教育啓発活動等の様々な事業を行うことにより人権尊重や福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与する。 (〒380-0843 長野市大字長野長門町1064番地2) |
| 共同作業所てづな (平成22年4月1日) | 在宅の心身障害者及び高齢者等に対して就労の機会を与え、社会生活への適応性を高めるために、通所の方法により各種相談及び継続的、計画的な作業、訓練等の事業を行い、地域福祉に寄与する。 (〒381-4301 長野市鬼無里167番地1) |
| CZ研究会 (平成22年4月2日) | 広く一般市民に対して、地球や地域の環境保全のため、生き物の飼育・調査研究を通して、生物を用いた環境教育のプログラムの開発と実践に関する事業を行い、環境意識の向上と理解の促進をはかると共に、生物の多様性の維持に寄与する。 (〒388-8016 長野市篠ノ井有旅2367番地2) |
| 食育体験教室・コラボ (平成22年3月29日) | 地域の住民に対し、郷土食や伝統食を後世に継承させるための事業を実施するとともに、地域の子ども達に対し、自然に対する関心を深く健康的な食生活の実践能力を身につけるための農業体験を実施することにより、地域の食育の向上と未来を担う子ども達の健全育成に寄与する。 (〒388-8017 長野市篠ノ井山布施5401番地2) |
| 長野県就労支援事業者機構 (平成22年3月12日) | 犯罪者や非行少年(更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与する。 (〒380-0873 長野市新諏訪一丁目1番8号) |
| なかじょう (平成22年4月5日) | 市民及び団体等参加による地域の特性を生かした地域支援活動を推進し、地域に開かれた活動を通して生きがいを持ち安らかな生活を営むことのできる地域づくり事業等を行うとともに、就労支援等総合的施設運営に協力支援をめぐし、地域福祉の増進を図る。 (〒381-3203 長野市中条2742番地2) |
| ムワンガザ・ファンデーション (平成22年3月30日) | タンザニアで、病気やエイズで両親を亡くし、孤児となった子供たちとその子供たちのための孤児院建設、および孤児院の運営維持に対する支援事業を行う。この事業により、孤児たちが、援助に依存することなく自立できる体と意欲、学力と職業スキルを身につけた人材に育ち、地域の人々と祖国の発展に貢献する。また、日本国内での支援活動を通じて、日本国内での国際協力、環境と飢餓問題、人権擁護、エイズ予防への啓発にも資する。 (〒389-1201 上水内郡飯綱町大字芋川1260番地) |

ささえる
つなげる

市民活動支援センターへ行ってみよう



このコーナーでは、長野県内の各地域で市民活動をサポートし、NPOやボランティアの架け橋を担っている市民活動支援センターを紹介しています。「市民活動に参加してみたい」「どんな団体があるのか知りたい」「活動の場を広げたい」どんな方でも、是非一度センターに立ち寄って市民活動に触れてみてください。

第1回目は、長野市にある長野市市民公益活動センターです。

長野市市民公益活動センター（愛称：ぷらっと）とは？

平成22年4月現在、長野市のNPO法人は150弱にのぼります。長野市市民公益活動センターは、これらの団体支援、及び市民の公益活動促進の目的のために、平成15年長野市により開設されました。平成20年4月からはNPO法人長野県地域支援センターが運営を受託し、独自講座開催、団体などの運営相談、NPO法人や任意団体主催の各種催しの広報、助成金情報の提供、交流・連携・協働など“つながり”の場の提供など様々な側面での支援活動をしています。

学ぶ場・つながりの場として

センターの独自事業として、社会起業家（社会や地域の役に立つ事業を行う人など）や地域づくり人（中心市街地、商店街、農村、住民自治協議会などで活躍する人など）の育成のための講座やセミナー、NPO会計講座など団体運営に役立つ講座を多く開催しています。6月13日から社会起業家創業塾を開講する他、今年度からは、シニア世代を対象とした社会貢献による生き甲斐作り講座も企画しています。

また、交流の場としては、昨年7月から、誰でも気軽に参加でき、地域の課題や問題点を話し合うカフェスタイルの「わいわいぷらっと」を定期的に始めました。次第に参加者も増え、定期的に参加する男性からは自発的に「同じ問題を抱える仲間と勉強会を始めたい。」という声もあがっています。

NPO共同オフィス管理・運営

センターに隣接するスペースには「NPO共同オフィス」があります。将来専用の事務所を構え、公益活動を通じて自立しようと考えている団体に対し、月額5,000円でブースを貸出しています（現在入居者募集中）。また定期的なミーティングを通して団体運営のサポートを行っています。

「地域の課題解決への想いを具現化し、さらに実践実行に移す技術力を身につけてもらう。それを支援することが地域の問題を解決し、住みやすい社会の実現に繋がる。」と私達は考えています。

スタッフ一人ひとりがその任務を遂行するため、中小企業診断士などの専門家の協力を得ながら業務を行っています。



◆各種講座の開催



◆わいわいぷらっと



◆NPO共同オフィス

問い合わせ先

長野市市民公益活動センター 〒380-0835 長野市新田町1485-1もんぜんぷら座3F
 TEL: 026-223-0051 FAX: 026-223-0052 E-mail: npo@nagano-shimin.net
 HP: <http://nagano-npolink.net/> 【定休日】第1・3水曜日 【時間】10:00~19:00

『ボランティア交流センターながの』からのお知らせ

『ボランティア交流センターながの』は、会議室や打ち合わせのできるフリースペース、印刷機などを備えた、市民活動のための交流施設です。皆さんの活動拠点として気軽にご利用ください。

施設案内

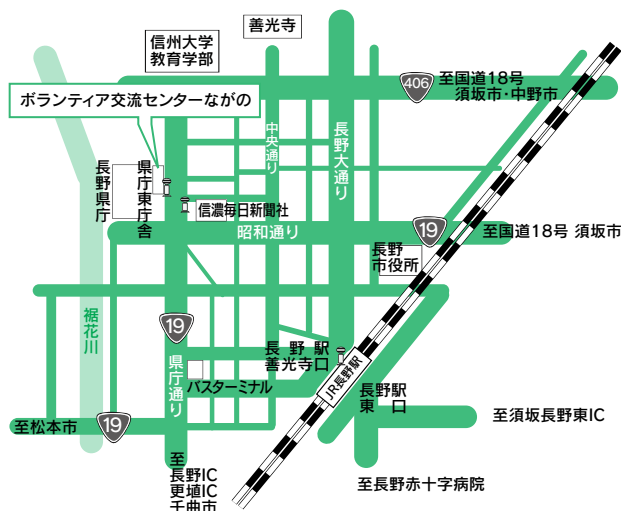
- 会議室
会議や研修会の場として、無料で利用できます。定員は30名です。電話で申し込みください。3ヶ月前から予約できます。
- フリースペース 打ち合わせや情報交換などに利用できます。
- 作業コーナー
会報やチラシなどを印刷したり、資料作成等に利用できます。
- 印刷機
印刷料金は印刷枚数によって異なります。用紙は持参してください。
- コピー機 利用料金は1枚当たり10円です。
- 丁合機
利用料は無料です。ページ数の多い資料を作成する時に重宝します。
- 紙折機 利用料は無料です。
- 情報掲示板
イベント案内やボランティア募集などの情報発信の場として利用できます。
- インターネットコーナー 情報を検索するために無料で利用できます。
- 図書コーナー
NPOやボランティアに関する書籍、県内NPO法人情報一覧、全国から送られてくるNPO支援機関の情報誌などを自由に閲覧することができます。
- NPO法人閲覧書類
NPO法人から提出された事業報告書等の公開文書を閲覧できます。

〒380-8570 長野市南長野野下692-2 県庁東庁舎1F
 電話 026-232-2221 FAX026-235-7258
 URL <http://15.ocn.ne.jp/~pref-npo>
 Eメール prefnpo@infoseek.jp

◆利用時間◆

火・木 8時30分から20時45分
 月・水・金・土 8時30分から17時
 (日・祝日・年末年始はお休みです)

アクセスマップ



センターの、すぐれもの! 紙折機

会報などを定型の封筒で発送する際、A4三つ折りがすぐにでき、隣で袋詰め作業に取り掛かれます。厚紙もOK、折り方も二つ折り等様々に対応できます。NPO活動の強い味方です。



ご利用ください! 情報掲示板

イベント・講座・講演会などのご案内、ボランティアの募集、助成金情報など皆さんの情報発信の場です。



子ども記者体験

- 大勢の小学生が、社会見学の一環として、『県庁見学 子ども記者体験』に訪れています。
- “私たちにもできるボランティア活動”をテーマとして、「ボランティア交流センターながの」に平成21年度は26校、208人の小学生が取材に訪れました。
- 記者体験に訪れた『塩尻市立広丘小学校』へ、ボランティア活動の実際について取材に伺いました。これまで熱心に取り組まれてきた状況に触れることができ、この取材内容を春休みの県庁見学イベントで、パネル紹介させていただきました。取材にご協力いただきましてありがとうございました。

☆今年度も、県内各地の元気な小学生に会えるのを楽しみにしています!



ブログ・メールマガジンで情報を発信しています!

○ブログ

NPOなどの市民活動を紹介し、多くの方に「おもしろそうだな。」と興味を持ってもらえるようにブログを作成しています。主に県内のNPO活動を紹介していますので、チラシやメール等で情報をお寄せください。

○メールマガジン

毎週金曜日には、メールマガジンに登録した方に、1週間のブログの内容を配信しています。登録を希望される方はメールでご連絡ください。

